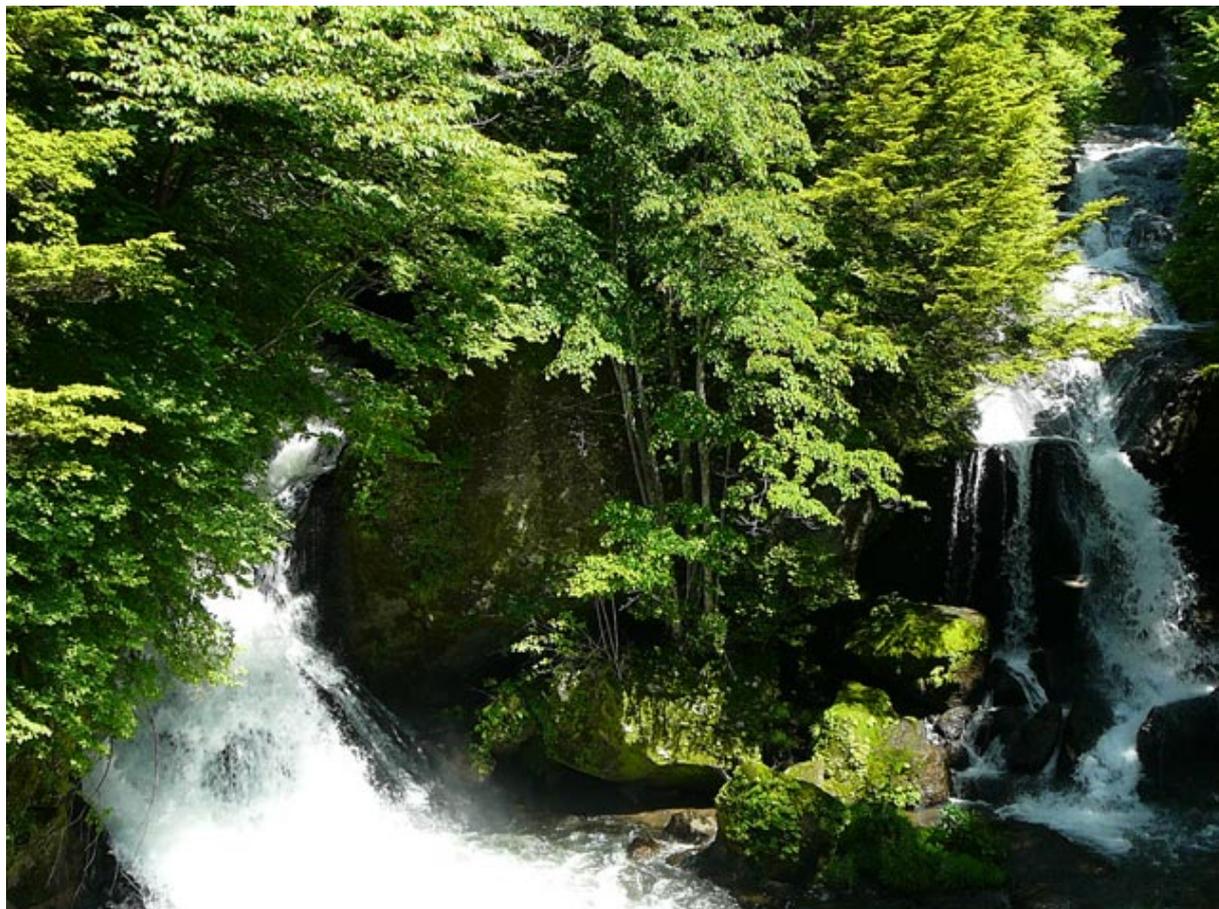


H23.9

第64号

マリアス ニュース

(海上保安庁総合保険)



作品名:「竜頭の滝(栃木県日光市)」

平成24年の更新のご案内が始まりました!!

申込締切日(手続はお早めに!)

平成23年9月22日(木)

- 加入内容に変更がなければ申込書の提出は不要です。
- 各種注意事項は次ページ以降に記載しておりますので、十分ご確認をお願いします。

海上保安庁

契約代表者:財団法人 海上保安協会

本庁秘書課
大学・学校総務課
管区本部厚生課

マリアス(海上保安庁総合保険)とは

マリアスは、海上保安庁職員の相互扶助を目的とした独自の保険制度で、海上保安庁職員の福利厚生の一環として運営しております。

マリアスは公的社会保険制度の足りない部分を制度化しており、職員が自身の生活設計に沿って保障内容を選択、設計できる制度です。

1. マリアスの特長

(1) 職員の相互扶助

加入者は海上保安庁職員(OBを含む。)とその家族に限られ、職員の相互扶助を目的とした制度になっています。

(2) スケールメリットによる割安の保険料

マリアスの保険料は団体契約のスケールメリットを活かし、手頃な保険料(掛金)で、大きな保障を得ることができます。

(3) 配当金の還付

「グループ保険」及び「医療保障保険」は掛け捨てではなく、1年毎に収支決算を行い、剰余金が生じたときは配当金として現金で還付されます。

【ご参考】過去5年間の平均配当率は、

グループ保険 約45.27%※ 医療保障保険 約43.44%※

※上記の配当率はお支払時期の過去5年間の決算の平均値により算出しておりますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定しておりません。なお、三大疾病保障保険・健康づくりサポート・団体傷害保険・長期所得補償保険には配当金はありません。

(4) 年齢や家族構成の変化にあわせた保障の見直しが可能

1年更新なので、毎年保険金額の見直しができ、年齢や家族構成の変化等(結婚、子の誕生・独立等)に応じて保障内容を弾力的に設計することができます。

(5) 自動更新

加入内容に変更がない場合は、手続きなしで自動継続(更新)ができます。

(6) 簡便な手続き

全官署で同一の取り扱いが行なわれ、異動があっても特別な手続きは不要です。

また、保険金請求時には本庁、管区、部署のマリアス担当者や海上保安協会が手続きをフォローし、請求者(職員や家族)の負担を極力軽減します。

(7) 退職後も継続加入が可能(自己都合退職者を除く。)

「グループ保険」は70歳6ヶ月まで、「医療保障保険」「三大疾病保障保険」は69歳6ヶ月まで、「団体傷害保険」は一生涯加入することができます。

制度内容等の詳細については必ずパンフレットをご参照願います。

2. マリアス各種保険の概要

(1) グループ保険(こども特約付年金払特約付団体定期保険)

職員や家族が死亡又は所定の高度障害状態になった場合、残された家族の先の生活に備える保険です。

なお、1年毎に収支決算を行い、剰余金が生じたときは配当金として現金にて還付されます。

(2) 医療保障保険(家族特約付医療保障保険(団体型)+自家共済)

病気やけがで長期の入院が必要となった場合に備える保険です。

「医療保障保険」は継続して5日以上入院をした場合に給付されます。

(病気やけがで5日以上入院した場合、入院1日目～4日目分の入院給付金及び手術見舞金については、海上保安協会の自家共済から別途給付されます。(※ただし、同一原因の入院・手術は1回のみ給付))

なお、1年毎に収支決算を行い、剰余金が生じたときは配当金として現金にて還付されます。

(3) 三大疾病保障保険(リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

勤労者世帯の病死の6割以上を三大疾病が占めています。 厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)の概況」(平成21年)

所定の「がん」と診断確定されたとき、または「急性心筋梗塞」「脳卒中」を発病し、所定の状態となったとき、もしくは所定の手術を受けたときに給付されます。

高額な治療費に備えるための保険です。

(4) 団体傷害保険

(団体傷害疾病保険(傷害のみ補償)・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・自転車総合保険)

偶発的な事故による死亡、入院、通院、損害賠償などに備える保険です。

団体割引、優良割引、大口割引を合わせ割引率52.7%が適用され、割安な保険料設定になっています。

(5) 長期障害所得補償保険(団体長期障害所得補償保険)

病気やけがにより長期療養となった場合の収入の減少を長期(60歳まで)にわたり補償する保険です。団体割引30%が適用になっています。

長期療養の場合、所得は大きく減少する一方、生活に必要な出費は増加します。特に住宅ローン等を有する職員はご一考下さい。

(6) 健康づくりサポート

健康づくりに役立つ健康情報誌の送付、電話又は面談によるメンタルヘルスカウンセリング及び介護相談サービス等、まずは病気にならないための、「心と体の健康づくり」を応援するサービスです。

制度内容等の詳細については必ずパンフレットをご参照願います。

●主な変更ポイント

2012年より生命保険料控除の対象が変わります！

現在、マリアスにつきまして一部分を除き、一般生命保険料控除の対象となっておりますが、その取扱内容が2012年1月1日より下記のとおり変わります。

現在)

変更後)

商品	控除対象	商品	控除対象
グループ保険	一般生命保険料控除	グループ保険	一般生命保険料控除
医療保障保険	一般生命保険料控除	医療保障保険	介護医療保険料控除(新設)
三大疾病保障保険	一般生命保険料控除	三大疾病保障保険	一般生命保険料控除
長期所得補償保険	一般生命保険料控除	長期所得補償保険	介護医療保険料控除(新設)

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

●加入、更新に際しての留意事項

①新規加入、加入内容を変更する場合

- ・新規加入、加入内容を変更する場合は必ず**申込票(申込書)**の手続きとご提出が必要です。
 - ・グループ保険、医療保障保険、三大疾病保障保険の加入内容に**変更がある場合は、該当箇所すべて記入・押印をお願いいたします。**
 - ・また、**新規加入、増額に際しては健康状態の告知を正確に行ってください。**(団体傷害保険は告知不要です)
 - ・団体傷害保険は家族構成の変更(結婚、出産、こども就職など)があった場合、タイプ(個人型、夫婦型、家族型)の変更の必要がないか十分に確認し、必要な場合必ず申込書の手続き、ご提出をお願いします。
- 変更の申出をしない限り、加入申込票(申込書)に打ち出された契約内容どおりでの自動継続となりますのでご注意ください。**

②加入内容に変更がない場合

- ・**申込票(申込書)の手続き、提出は不要**です。
- ・申込票(申込書)を提出されない場合、各種保険制度は同保障額で自動継続となりますが、年齢超過による脱退や減額、保険料の年齢による変更は自動的に適用されます。

③加入できる上限年齢について

- ・グループ保険 : 昭和16年7月2日以後に生まれた方。(H24.1.1時点の保険年齢70歳6か月まで)
- ・医療・三大疾病保険 : 昭和17年7月2日以後に生まれた方。(H24.1.1時点の保険年齢が69歳6か月まで)
- ・長期所得補償保険 : 現職のうち、昭和28年1月1日以後に生まれた方。
(平成24年1月1日現在において59歳以下)

●マリアスWEBサイトのご案内

マリアス保険制度を職員、家族及び退職者等に広くご案内するため、マリアスのパンフレット、海上保安協会への届出及び請求ガイド(団体傷害保険・長期所得補償保険を除く。)等を掲載しています。ぜひアクセスしてください!!

【サイトのアクセス方法】 ※インターネット環境があればどこからでもアクセス可能

- ・海保庁のパソコン : 庁内(秘書課)イントラネットのリンクからアクセス
- ・自宅等のパソコン : 検索サイトの「海上保安庁総合保険(マリアス)」からアクセス又は

<https://www.group-welfare.jp/CGI/marias/login/login.cgi>に接続 (パスワード: 19480512)

◆◆ 海上保安庁 健康安全標語 ◆◆

(健康管理部門)

「お先します 言える雰囲気 大切に」

第一管区海上保安本部総務部厚生課 高橋 伸

(安全管理部門)

「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」

第六管区海上保安本部 水島海上保安部 武石 好文

